

山東省の墓誌 I — 賈思伯墓誌の記述内容と書法 —

愛媛大学 東賢司

はじめに

北魏を中心とする南北朝時代の墓誌は、河南省洛陽一帯に多く見られるが、山東省を中心とする東の地域にも散見することができる。山東省の墓誌に関しては、地方領主のものが多いことは言うまでもない。第1部第2章でも取り上げた地方領主にも、東清河崔氏・博陵崔氏・渤海高氏があり、各地方と比較して墓誌が多く作製された地域ということができる。また、地方領主の墓誌に関しては、洛陽周辺で出土している元氏墓誌等と比較して、詳細な記述を有するという特徴がある。本章では、小型ではあるが、洛陽周辺には見ることのできない墓誌について取り上げたい。

1973年に寿光県で発見された「賈思伯墓誌」がある。墓誌銘の文字は非常に小さく、穏やかな筆使いをしているのが特徴である¹。賈思伯に関連する資料については、墓誌の他に、曲阜市の漢魏碑刻陳列館に「賈思伯碑」が現存し、文献資料中には『魏書』及び『北史』に伝を見ることができる。墓誌銘中に刻される人物で、多くの石刻や歴史書に名が見られるものは他に例が少なく、比較検討してみると記述内容にそれぞれ少しずつ違いがあることが確認できる。

本考察では、出土資料の記述内容について疑問を投げかけるとともに、賈思伯墓誌銘の筆跡について山東省・河北省等の周辺の墓誌銘と比較し、地域の特性として捉えることができるか検討を加えたい。

1 賈思伯墓誌の出土概況

賈思伯墓誌の概要を把握する上で、唯一手がかりとできるのが、報告書の記述である。『文物』1992年第8期に寿光県博物館「山東寿光北魏賈思伯墓」の報告が掲載される。この報告の中から重要と思われる部分をまとめ、墓誌等の出土状況を把握することにする。

① 出土情況

1973年、城関鎮李二村で村民の地面を整える作業中に発見された。博物館の調査員が現場に派遣されたときには墓壙は既に平らにされ、出土遺物は陶器・磁器等があったが村中に至り、多くの資料は痛みが甚だしい状態であった。復元できた16件の器物と二つの墓誌が回収され、博物館に収蔵されている。

墓は磚で作られ、夫婦合葬墓である。平面方形で角は丸く、長さは一辺4.5メートル。四壁と頂部に白灰を塗り、色彩が施されている。早年盗掘にあい、長期の水土の浸食により、壁画はすべて脱落している。わずかに星の残迹が識別できる。棺床は墓室の西北角にあり、南北2.5メートル、東西1.8メートル。人骨等は存しないが、棺床上に漆皮と黒炭が残っており、棺木があった可能性がある。二件の墓誌は、墓室東南の角に置かれ、東西に並列し、思伯が東、夫人が西にある。墓は盗掘にあっているために、随葬の器物の位置は既に移動しているが、陶磁器の多くは墓誌の北側に集中しており、棺床の上と

¹ 賈思伯墓誌銘の積文の確定に当たっては、先の『文物』1992年第8期の他、山東省石刻芸術博物館蔵『山東石刻芸術選粹・歴代墓誌卷』（浙江文芸出版社、1996年）所収の拓本印刷を参照した。印刷が不鮮明なために積文が確定しづらい部分もあるが、積文を付す。

南測には器物の破片がある。

② 墓誌

賈思伯墓誌…青石。高さ57.2センチ、広さ58センチ。志蓋があったが、無字、出土後遺失。志文は33行×33字、別の一行が志石の左側面に刻される。合計1,144字。文字はすべて方形界格内に刻される。孝昌1年(525)7月16日卒、同年11月葬。

夫人劉氏墓誌…青石、正方形。高広各79センチ。志蓋があり、無字。志文は28行×28字。興和3年(541)6月19日卒、武定2年(544)11月29日葬。

③ その他

賈思伯は『魏書』『北史』に伝があり、墓誌銘の記載内容と基本的に同じである。賈思伯が兗州刺史に任ぜられていたときに非常に功績があり、当地の百姓たちが徳政碑を作り、名付けて賈使君碑という。この碑は、兗州府学戟門下に置かれていたが、曲阜孔廟内に移動される。

賈思伯墓誌銘は孝昌1年(525)に夫人劉氏墓誌銘は東魏孝静帝の武定2年(544年)に刻され、両者は19年の隔たりがある。書体は異なる。前者は温雅多姿であり、後者は謹嚴凝斂である。等しく魏碑中の上品である。

山東地区の北魏墓葬は正式な発掘は甚だ少ないが、この2件の墓誌の年代は確実である。出土器物は河北省呉橋、磁県の北朝墓中から出土した器物と近い。地理的には相当離れているが、両地の文化の様相が同じであることは奇怪である。

2 賈思伯墓誌銘・賈思伯碑銘及び正史の記述の比較

報告書中にも記述があるが、賈思伯に関する記録は種々のものがある。石刻には碑と墓誌があり、文献にも『魏書』『北史』にそれぞれ伝がある他、賈思伯と関係のある他の人物の伝にも名前が散見される。本章では山東省曲阜に現存する賈思伯碑、『魏書』『北史』の四つの資料を相互に比較し、賈思伯が官僚として歩んだ歴史を追いながら、それぞれの資料の記述内容の相違について、主として官職名について述べてみたい。

本章で取り上げる賈思伯碑は、張猛龍碑と書風が酷似し古くから注目される資料である。元は山東兗州府学に置かれていたと伝えられる。碑陽の末に「神龜二年歲次己亥四月戊辰朔口日丁亥訖功」と刻されることから、519年に作製されたことが分かる。更にその後「大義主翟旭仁、口主口人令曹安都、義主姜甫徳」と刻されることから、賈思伯がこの地を去った後に「義主」が中心となり金銭を集め、徳政を称えて作られた碑であると考えられる。

碑面は風化が進み、一部は破壊されたと思われる箇所があり、非常に欠字が多く、碑面の文章を完全に確認することはできない²。確認できる部分を拾い出し、賈思伯墓誌銘と比較することにより、同一人物に関する記述がどのくらいの相違があるか見ることにする。その後正史に記載の賈思伯の伝と刻石資料を比較し、その相違を観察したい。

² 賈思伯碑の釈文の確定に当たっては、王昶『金石萃編』巻28によったが、拓本資料・『中国名碑帖選集66』(吉林文史出版社、2000年)、『中国石刻大観』資料編4(同朋社出版、1992年)等から一部修正を加えた。

(1) 墓誌銘と碑銘の比較

表2は賈思伯墓誌銘（以下Aと略す）と賈思伯碑（以下Bと略す）から抽出した賈思伯とその周辺の内容である。この表には、できるだけ年代の推定できる事柄も抜き出すことにした。表中の括弧内は、文意から予想できる事柄を示したものであり、事実と異なる可能性もある³。

表2 賈思伯墓誌銘と賈思伯碑の比較表

賈思伯墓誌銘（A）	賈思伯碑（B）
諱史伯、字子杰、齊郡益都縣鉤台里人也。其先乃武威之冠族	兗州賈使君、諱思伯、字子杰、武威姑臧人
九世儻…最州主簿州中正本郡太守	九世祖□□魏青龍中為幽州刺史
<ul style="list-style-type: none"> ・年二一積褐奉朝請 ・稍遷 歩兵校尉 ・転 中書郎 ・太和二三年高祖の南征。孝文帝の死、宣武帝の継承 ・除 輔国將軍 河内太守非其好也。 ・改授 鵬臚少卿 ・正始二年丁母憂去職（母の死） ・服闋除 熒陽太守 ・授 持節 征虜將軍 南青州刺 刺史 	<ul style="list-style-type: none"> ・太和中起家為奉朝請 ・弱冠 便□然公輔之□□ ・稍遷 楊烈將軍 □□校尉 □前郡將軍 ・拜仍 授輔国將 [軍] ・引領除河内太守、以親老□□ □（辞した） ・除 □□□ ・尋 □□□將□ ・召拜 熒陽太守、辞不獲 ・恭所授官任未朞（母の死か） ・尋除 持節 督南青州諸軍事 征虜將軍 南青州刺史
<ul style="list-style-type: none"> ・莅政未朞、遭父艱、離任。喪四載之間（父の死） ・終喪除 光祿少卿 ・遷 左將軍 兗州刺史 ・徵 給事黃門侍郎 ・転 涼州刺史、未拜 ・除 太尉公 清河府長史 ・俄遷 延尉卿 ・転 衛尉 遷 太常 ・兼 度支尚書 ・□都官七兵二尚書殿中尚書司管 ・加 安東將軍 青州大中正 	<ul style="list-style-type: none"> ・父憂（父の死） 召拜 光祿少卿 將軍如故 （征虜將軍のことか） ・除 持節 □兗州諸軍事 左 □□ [兗] 州 [刺史] ・（神龜二年（519）四月碑 の完成）

³ □は欠字。[]内は欠字であるが、文字が予想できるものを補った。また（ ）内は、上文の意味する事柄を記述した。

<ul style="list-style-type: none"> ・俄 侍讀 講杜氏春秋 ・春秋五八、孝昌一年（525） 七月一六日 洛陽懷 □里に卒 ・その年十一月帰葬青州 ・追贈 散騎常侍 尚書右僕射 使侍節 鎮東将 軍 青州刺史 	
---	--

上下の石刻を比較してみると一見共通しているように見えるが、種々の部分で差異を確認できる。

第一に出生地の相違である。Aは齊郡益都県（今の山東省）とするのに対し、Bは武威姑臧人（今の甘肅省）といい、全く異なる。Aによれば、賈思伯の先祖が武威周辺の西域で活躍していたことから、Bの撰文者は思伯も武威の出身と勘違いしたのであろうか。

次に先祖の記述であるが、思伯の九世の祖はAでは最州主簿州中正本郡太守とするのに対し、Bでは幽州刺史であるとする。どちらが正しいのかは断定できないが、記述に差がある。

以下は賈思伯自身の記述である。食い違いのある部分を箇条書きにする。①奉朝請の後、Aでは「歩兵校尉・中書郎」に任ぜられるとしているが、Bでは「公輔の…、楊烈將軍・□□校尉・前郡將軍」を歴任するとあり、食い違いがある。②Aでは母の死の喪の後に「熒陽太守」を授かるが、Bでは母の死以前に授かり辞したと書かれる。明らかにAとの食い違いがある。③父の死以前の官職にBは「督南青州諸軍事」を挙げるが、Aには記述がない。④父の喪の後に拜命した官職にBは「持節・□兗州諸軍事」があるが、Aには記述がない。

以上の四点の違いの他に、細かい部分はあるが、この二者の比較だけではどちらが正しいのか断定はできない。賈思伯の履歴としては、比較ができるのは官職歴中前半部分だけであるが、出身地の食い違いや郡太守になったときの前後の状況が違うことは、刻石資料の記述内容の信憑性に関わる問題であることを指摘しておきたい。

（2）石刻と文献の比較

『魏書』と『北史』の両史には賈思伯に関する伝があるが、記述を確認すると『北史』賈思伯伝（以下Dと略す）は、『魏書』賈思伯伝（以下Cと略す）を参考にしながら、一部加筆修正を加えて記述したことが容易に想像できる。表にはしないが、DはCの記述と殆ど相違がない。

DはCに比較して簡略な表記になっていることが確認できるが、賈思伯の人生後半の重要ポストについては、ほぼ述べていることが分かる。具体的な官職名の相違といえば、死後に追贈された官職が、Cでは「尚書右僕射」となっているのに対し、Dでは「尚書左僕射」と書かれていることの違いだけであり、文献においてはほぼ『魏書』を基本にして考えてよいであろう。

では、石刻と文献資料の違いはどうであろうか。本来ならば、四者を同時に比較することが望ましいが、比較が煩瑣になることを避けるために、石刻ではAを、文献ではCを抜き出して両者の差を比較する。これは、賈思伯について、刻石・文献共にもう一つの資料よりも詳細な記述がなされているためである。まず表3で両者を比較してみる。

表3 墓誌銘と『魏書』の比較表

賈思伯墓誌銘 (A)	『魏書』賈思伯伝 (C)
------------	--------------

諱史伯、字子休、齊郡益都縣鉤台里人也。其先乃武威之冠族	字子休、齊郡益都人
九世儻…最州主簿州中正本郡太守	
<ul style="list-style-type: none"> ・年二一積褐奉朝請 ・稍遷 歩兵校尉 ・転 中書郎 ・太和二三年高祖の南征。孝文帝の死、宣武帝の継承 ・除 輔国將軍 河内太守非其好也。 ・改授 鵬臚少卿 	<ul style="list-style-type: none"> ・積褐 奉朝請 ・太子歩兵校尉・中書舍人 ・(孝文帝) 転 中書侍郎 ・(宣武帝) 侍從之勤 ・転 輔国將軍 ・後為 河内太守 不拜 ・尋除 鴻臚少卿
・正始二年丁母憂去職 (母の死)	・以母憂免 (母の死)
<ul style="list-style-type: none"> ・服闋除 熒陽太守 ・授 持節 征虜將軍 南青州刺 刺史 ・莅政未朞、遭父艱、離任。喪四載之間 (父の死) 	<ul style="list-style-type: none"> ・服闋 徵為 滎陽太守有政績 ・遷 征虜將軍 南青州刺史 ・尋以父憂免 (父の死)
<ul style="list-style-type: none"> ・終喪除 光祿少卿 ・遷 左將軍 兗州刺史 ・徵 給事黃門侍郎 ・転 涼州刺史、未拜。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除 征虜將軍 光祿少卿 ・仍拜 左將軍・兗州刺史 ・(明帝) 徵為 給事黃門侍郎 因請拜掃還鄉里未拜以風聞免 ・尋除 右將軍 涼州刺史 州辺遠不樂外出辭以男女未婚 靈太后不許舍人徐紇言之
<ul style="list-style-type: none"> ・除 太尉公清河府長史 ・俄遷 延尉卿 	<ul style="list-style-type: none"> ・得改授 太尉長史 ・徐 安東將軍 延尉卿 自以儒素為業不好法律希言事
<ul style="list-style-type: none"> ・転 衛尉 ・遷 太常 ・兼 度支尚書 ・□都官七兵二尚書 殿中尚書司 管 	<ul style="list-style-type: none"> ・俄転 衛尉卿 ・遷 太常卿 ・兼 度支尚書 ・転 正都官
<ul style="list-style-type: none"> ・加 安東將軍 青州大中正 	
<ul style="list-style-type: none"> ・俄 侍讀 講杜氏春秋 	<ul style="list-style-type: none"> ・表薦 侍講 侍讀 ・授肅宗杜氏春秋
<ul style="list-style-type: none"> ・春秋五八、孝昌1年(525) 七月一六日 洛陽懷□里に卒 ・その年十一月歸葬青州 	<ul style="list-style-type: none"> ・孝昌一年卒
<ul style="list-style-type: none"> ・追贈 散騎常侍 尚書右僕射 使侍節 鎮東將軍 青州刺史 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈 鎮東將軍 青州刺史 ・追贈 尚書右僕射 ・諡 文貞

表3に基づいてAとCの違いをまとめると以下のようになる。

- ① 「奉朝請」の後の官職に関して、Aでは「中書郎」とするのに対し、Cでは「中書舍人・中書侍郎」とする。
- ② 母の喪の後の官職にAは「持節」を加えるが、Cにはない。
- ③ 「涼州刺史」を固持して靈太后に左遷された後の官職が、Aでは「太尉公清河府長史」であるのに対し、Cは「太尉長史」と記している。
- ④ その後に拝受した官にCは「安東將軍」を挙げているが、Aにはない。
- ⑤ 「度支尚書」を授かった後の官職について、Aは「都官七兵二尚書」としているが、Cは「正都官」とするのみである。
- ⑥ その後の官職に、Aは「安東將軍 青州大中正」としているが、Cには見られない。
- ⑦ Cは侍読となり、肅宗に杜氏春秋を授けたとあるが、Aには記録がない。
- ⑧ 死後の贈官についてAは「追贈散騎常侍、尚書右僕射、使侍節、鎮東將軍、青州刺史」とするが、Cは「贈 鎮東將軍、青州刺史、追贈 尚書右僕射」とし、順序も異なるが官位の記述にも差がある。

この二者は比較的に賈思伯の生涯を的確に捉えていると予想できる。しかし、個々の事象について考えると、例えば、⑦の肅宗（孝明帝）に『杜氏春秋』を講じることは非常に名誉なことであり、墓誌銘中にも記述があつてよいことのように思われる。また、⑧の贈官についても「散騎常侍」という正二品クラスの贈官を記録が忘れられることは考えにくい。どちらかの誤りであろうか。

（3）賈思伯の生涯

この比較をもとに、賈思伯の生涯を再度表にしたものが表4である。この表には「太和後令」を参考に九品のランクを記してある⁴。他の官吏と同様に、徐々にランクが上がる事が確認できるが、順調と思われる一生の内にも波瀾がある。50才頃と推定できる「涼州刺史」の不拝は、靈太后の怒りを買って、一時的に左遷されることになる。にもかかわらず、生涯を閉じた後には、二品前後の贈官がなされることには賈思伯の力量を感じさせる。特に、五十代の官職の遍歴を眺めると、おそらく兼任もあつたのであろうが、皇室等とは関わりのない者としては相当に高い地位に任ぜられたことになり、報告書からは確認できないが、死後にはそれなりの墳墓が作られたと思われる。墓誌作製はその一つの表れであろう。

表4 石刻と史書から想像する賈思伯の生涯

年齢	西暦	皇帝	元号	履歴
----	----	----	----	----

⁴ 表の作成に当たっては、石刻や史書から妥当と思われる官職を抜きだして列挙した。また、官位の確定に当たっては、『魏書』官氏志の太和後令を参照した。官位確定には不十分な部分もある。また絶対年代が確定できないものが多く、それらは推定して近いと思われる年号に配置した。

1	468	献文帝	皇興 2	誕生
2	469		3	
3	470		4	
4	471		延興 1	
5	472	孝文帝	2	
6	473		3	
7	474		4	
8	475		5	
9	476		承明 1	
10	477		太和 1	奉朝請（従七品下）
11	478		2	
12	479		3	
13	480		4	
14	481		5	
15	482		6	
16	483		7	
17	484		8	
18	485		9	
19	486		10	
20	487		11	
21	488		12	
22	489		13	
23	490		14	
24	491		15	
25	492		16	
26	493		17	
27	494		18	
28	495		19	
29	496		20	太子歩兵校尉（従五品下）
30	497		21	
31	498		22	中書侍郎（従四品上）
32	499		23	
33	500	宣武帝	景明 1	侍従の勤
34	501		2	輔国将軍（従三品）
35	502		3	
36	503		4	河内太守（正四品下）不拝
37	504		正始 1	鴻臚少卿（正四品下）
38	505		2	母の死、辞職
39	507		3	喪中
40	507		4	熒陽太守（正四品下）

41	508		永平 1	征虜將軍(従三品)南青州刺史(正四品下)
42	509		2	父の死、辞職
43	510		3	四年の喪
44	511		4	
45	512		延昌 1	
46	513		2	
47	514		3	祿少卿(正四品上)征虜將軍(正四品下)
48	515		4	左將軍(正三品)兗州刺史(従三品)
49	516	孝明帝	熙平 1	給事黃門侍郎(正四品上)
50	517		2	涼州刺史(後四品下)不拝 左遷
51	518		神龜 1	延尉卿(正四品上)
52	519		2	衛尉卿(正四品上)(碑の完成)
53	520		普通 1	太常卿(正四品上)
54	521		2	度支尚書(正三品)
55	522		3	都官尚書(正三品)
56	523		4	侍講侍読、肅宗に杜氏春秋を授ける
57	524		5	
58	525		孝昌 1	死亡・埋葬 贈鎮東將軍(従二品)青州刺史(正三品) 追贈 尚書右僕射(従二品)

3 賈思伯墓誌銘の書風

報告書に記載のように、この墓葬の副葬品は河北省呉橋、磁県の文物と近いということが報告されている。山東省内の北魏墓の発掘例はあまり件数がないために詳細な比較はできないが、試みに新旧資料を含めた墓誌の出土地を山東・河北西部についてまとめてみた(図1)。山東省においては主に中部以北に墓誌の存在が確認されるが、河北省と接する地域にも数件の墓誌が確認できる⁵。

賈思伯墓誌銘の筆跡は、非常に柔らかい筆使いで書かれており、同時期の洛陽周辺の多くの墓誌銘とは印象を異にする。また、文字の大きさもこの地域では他に例のない資料である。このような小さく柔らかい文字がなぜ書かれたのかその原因を突き止めることはできないが、その伝来の可能性として考えられることが二つある。

一つは、南朝の文字がもたらされた可能性である。山東省はもともと南朝の支配地域であった。北魏の勢力拡大により支配下に入ることになる。

⁵ これ以外にも山東省の北魏墓誌は確認できるが、偽刻の可能性のあるものが含まれるため、伝世品でも後の評価の高いものを選んである。



図1 山東省・河北省西部の北魏墓誌分布図

墓誌の作製されたこの時期の南朝との交流については既に研究が見られるが⁶、石刻資料としては、賈思伯墓誌出土と同地域の益都から出土した南朝宋の「劉懷民墓誌」(464)があり、このような書風がこの地域の後の墓誌に書的な影響を与えた可能性がある。この墓誌は正方形型の初期のものであり、南朝に正方形墓誌が現存していることを証明する貴重な資料である。賈思伯墓誌もほぼ正方形型であるが、両者の作製年代の差は60年あるために、同じ地域の出土であるとしても直接的な影響は考えにくいであろう。だが、人の交流の面から考えると、南朝文化の流入した可能性は否定できない。

もう一つは、山東省に河北省の文化が流入したという可能性である。北魏末期に10万戸にのぼる河北の民が山東地方に移り住んだことを重視して、河北との関係をみる説がある⁷。

先に触れた河北省からの出土品との関係について、確証はないが、この移住を命ぜられた民が墓誌を河北から持ち込んだかあるいは山東で作製したという可能性は否定できない。また、墳墓の建設に当たっても、河北の民が保有する技術力を吸収したという可能性もある。とすれば、墓誌や墓誌銘の作製方法にも影響が及ぶ可能性がある。

賈思伯墓誌銘の特徴には、以下の五点がある。第一点は文字の大きさである。側面に刻された文字を除いて、ほぼ1センチ角の大きさで書かれている。このように小さい文字の墓誌銘は他に例を見ない。

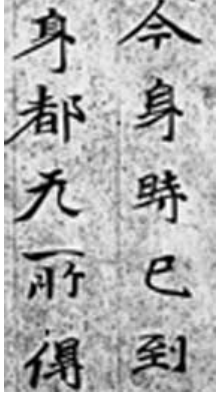


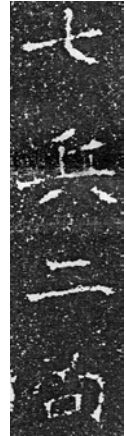

二点目は画の太さである。文字の大きさが小さいため、太く書くことができなかつたのかもしれないが、拓本を見る限りでは、非常に細い画で書かれている。太いものでも1ミリを超える部分は少ない。

三点目は横画の筆法である。通常、北魏墓誌銘は、横画中心部(送筆)を下に反らせ鋭さを出しているが、この墓誌銘は、長い横画において送筆部分を上に反らせる書き方をしている。結果的に懐の広い柔らかな文字となる。また傾きについても、例外的には30度を超えるものがあるが、平均的には10度くらいである。水平を重視した書き方である。

6 拙稿「六朝墓誌の形式についての試論-正方形の有蓋墓誌が完成する過程を追って-」(『全国大学書道学会研究集録』平成13年度、2001年)の注11・12を参照。仏教美術においても、この地域がかつて南朝に属していたことを重視し、北魏になってからも南朝との自由な往来があったという想定のもとに、新様式が南朝の影響によって生み出されたという考え方があり(『世界美術大全集』東洋編第3巻 三国南北朝、307頁(小学館、2000年))。

7 注3『世界美術大全集』東洋編を参照。山東の西部は地理的に河北の定州に近い位置にあり、東魏・北齊時代にこの方面で発展した仏像様式が比較的容易に山東へもたらされたという指摘がある。

表5 賈思伯墓誌と類似する文字資料との比較

				
金光明経 捨身 品残卷(北朝)『中 国歴史博物館蔵 法書大観』第 11 巻 61 頁	文字の中 心と重心	起筆の用 筆と角度	横画のそ りと傾き	文字の 大きさと太さ

四点目は横画起筆部分の用筆法についてである。多くの北魏墓誌銘は、起筆部分の筆を入れる角度を垂直に近くし、傾きがあっても70度から80度であろう。ところが、この墓誌銘は多くの箇所が45度よりも水平に近い。また、打ち込みの強さに関しても、他の墓誌銘のように強い筆使いはあまり見られず、目立たない柔らかな打ち込みである。

五点目は文字の中心についてである。これは先に挙げた横画の傾きや起筆の打ち込みの強さ等とも関係するが、文字の重心が唐代楷書のように中心線に一致するものが多いことである。このことも、この墓

誌銘の書風を穏やかに見せる特徴の一つではないかと考える。

以上のように、賈思伯墓誌銘の特徴を捉えたが、山東省内の墓誌銘においてもすべての観点で共通性を有するものは例がない。この書きぶりに近い資料群を挙げるとすれば写経であろう。これは言うまでもなく肉筆書であり、単純に刻石とは比較できないが、著者が見た資料の中で最も近いものとして、中国歴史博物館収蔵の「金光明経捨身残経」を挙げることができる。これは北朝の作とされている。清末の新疆トルファン出土であるが、近年の写経の研究により西域出土の写経の信頼性については疑問視される点が多い。しかし、賈思伯墓誌銘の先に挙げた特徴と一致する部分が多い資料のため、真偽の問題は別として敢えて取り上げることにした。

楊文和氏によると、文字の結体は清雋、筆画は秀勁であるが、これがなお隸意の痕跡をとどめており、その筆跡はすでに北朝早期の風格を備えているとする⁸。文字の大きさや画の太さはもちろん、用筆法や字形等賈思伯墓誌銘と共通する部分が多いことが観察できる。

以上、賈思伯墓誌銘は賈思伯碑とは全く異なる書風であり、かつ同時代の墓誌銘としても異なる印象を持つことのできる特異な資料である。山東省長山県から出土したといわれる賈瑾暨子晶墓誌銘は、出土地が近く「武威胡臧人」と刻されることから、思伯とは同族ではないかと想像できる。しかし、この資料とも書風は異なることから、伝播の可能性については断言できず、更に出土資料を待つて再考したいと考える。

おわりに

一人の人物に三種の記録があるという例は、非常に稀である。また、山東省は地方領主の巢窟のよう

⁸『中国歴史博物館蔵法書大観』第11巻、214頁(柳原書店、1999年)。

な地域であり、墓誌も盛んに作製されている。賈思伯に関する記述は、種々の理由から注目しているが、本章での観察結果をまとめると、以下のようなになるであろう。

- ① 賈思伯墓誌銘の筆跡上の特徴は5点あるが、文字の大きさが非常に小さいなど、他の墓誌には見られないものがある。これに関しては、写経との共通性が認められる。
- ② 賈思伯の墓誌銘・碑銘と正史を比較した結果、細かな違いが認められる。

賈思伯の生涯について見てきたが、その中心資料となる墓誌および墓誌銘は第一次資料であり、しかも報告書の付される新出土資料である。このことは、賈思伯墓誌が資料として信用性の高いものであり、墓誌銘は改ざんされることのない文章であることを意味している。しかし、そこに落とし穴がないとは言いきれない。刻石資料の取り扱いについて、礪波護氏は以下のように指摘している⁹。

特に岑仲勉が「貞石証史」の巻頭に記した短文では、清代の金石家には二つの弊害があったと指摘する。一つは石刻を過信すること、すなわち墓碑や墓誌の大半はおおむね世の通人なので石刻と史書の間で異動がある場合に、石刻の方が正しいとみだりに言うてはいけないのである。二つは史書の過失を偏えに責めること。すなわち史書に書かれていない経歴等が石刻に書かれている場合、金石家はややもすると〈史の過失〉と責めがちであるが、重要な人事なら責めるのもいいが、そうではない場合は、責めてはいけない。いかにも首肯すべき見解である。

本章においては、二つの石刻資料と二つの文献を比較して、それぞれの記述内容の相違を見てきたが、この違いが表れる原因には種々の理由が想像できる。これには、それぞれの成立の背景があると考えられる。

本研究の二つの石刻については、一つは人に示すための「徳政碑」（賈思伯碑）として地上に建てられ、一つは地下の墓室の中に置かれた「墓誌」である（賈思伯墓誌）。両者ともに第一次資料ではあるが、全面的に正確な記述がされているわけではないということは、先の比較から明らかである。特にこの研究の比較では徳政碑に違いが見られた。これは人目につく碑文を多少なりとも修正して誇張をする習慣があったことが影響している。三国魏の桓範の「銘誅」に次のような一説がある。

門生故吏、合集財貨、刊石紀功、称述勲徳。高邈伊周、下陵宦晏。遠追豹産、近踰黄邵。勢重者称美、財富者文麗。後人相踵、称以為義、外若讚善、内為已発。上下相後效、競以為榮。其流之弊、乃至于此。欺曜当時、疑課後世。罪莫大焉。

当時は碑文の修正は多く行われていたことも想像できる。実際に、漢時代の石刻にはその可能性のあるものが確認でき¹⁰、多少の修正は地上の刻石だけでなく石刻全般に存在することかもしれない。

一方、文献においても、全面的に信頼ができるということでもない。特に、本考察に使用した『魏書』は「穢史」と批判される文献である。賈思伯伝にどのように表面化しているかは定かでないが、すべてを信頼することはできないであろう。賈思伯の生涯をどのような記録により捉えているかも疑問であり、さらには、改変されている可能性がある。礪波氏の言葉を借りると「過失を偏えに責める」ということはあってはならないが、それは石刻においても同じである。墓誌銘には、史書の記述のある人物のものが相当数存在することから、更に比較を進めることにより石刻文と史書の共通点・相違点が見えてくることと考えている。

⁹ 東方学会編『東方学』第103号、3頁、2002年

¹⁰ 拙稿「後漢時代の石刻に見られる官職名に関する一試論」（書学書道史学会編『国際書学研究2000』（萱原書房、2000年））